

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和7年6月9日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		248	78	31.5	
製 造 業	食 料 品	9	4	44.4	
	織 維 ・ 衣 服	0	0		
	木 材 ・ 木 製 品	6	3	50.0	
	家 具 ・ 装 備 品	1	1	100.0	
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	1	1	100.0	
	化 学	7	1	14.3	
	窯 業 ・ 土 石	6	1	16.7	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	3	1	33.3	
	金 属 製 品	2	0		
	機 械 器 具	10	0		
	そ の 他 の 製 造 業	7	4	57.1	
	小 計	52	16	30.8	
鉱 業		1	0		
建 設 業	土 木	17	2	11.8	
	木 造 建 築	1	0		
	そ の 他 の 建 築	12	2	16.7	
	そ の 他	2	0		
	小 計	32	4	12.5	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	23	5	21.7	
	そ の 他 の 運 輸	2	2	100.0	
林 業	伐 木 ・ 搬 出	3	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	5	1	20.0	
	小 計	8	1	12.5	
第 三 次 産 業	小 売 業	26	12	46.2	
	社 会 福 祉 施 設	27	9	33.3	
	飲 食 店	5	2	40.0	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	60	24	40.0	
	小 計	118	47	39.8	
そ の 他		12	3	25.0	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。